様式第1号(第6条関係)

　 　　　　 債権譲渡承諾依頼書

　　　　　　　　年　　月　　日

身延町長　　　　　　　　　様

　　　 請負者

　　　（譲渡人） 住所

　　　 氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　印

　　　（譲受人） 住所

　　　 氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 印

（以下「甲」という。）と山梨県建設業協同組合（以下「乙」という。）間で締結の　　　年　　月　　日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が身延町に対して有する以下に表示する工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾をいただけますようご依頼いたします。

　乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

　なお、工事請負契約書第４４条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

１．契約番号　　　　　第 　 －　　　号

２．工 事 名

３．工事場所

４．工　　期　　　　　　　　年 　月 　日　から　　　　 年　 月　 日　まで

５．　 (1)請負代金額　金　　　　　　　円　ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

　 －(2)前払金額　　金 円

－(3)部分払金額 金　　　　　　　円

(4)債権譲渡額　金 円　（　　　　年　　月　　日現在見込額）

　ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

　 債 権 譲 渡 承 諾 書

　　　　 年 　　月 　　日

御中

　　　　　　　　　　　　 御中

　上記につき、未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び裏面記載事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

　なお、本承諾によって工事請負契約書第44条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

　　　　　　身延町長

|  |  |
| --- | --- |
| 確定日付印欄 | 承 諾 番 号 |
|  |  |

（裏面）

1．譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

　　ただし、本工事請負契約が解除された場合においては、本工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本体工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

　　なお、契約変更等により請負代金に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2．甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書（様式第4号）を提出すること。

3．当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。

4．甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

5．甲倒産時等の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。